

台風による暴風警報発令時の扱いについて

- ①午前7時現在、大阪府下に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令中で、午前10時までには解除された場合は、午前中の授業を中止し、午後の授業を実施する。

その際の時程は以下の通りです。

13:10~13:20	SHR
13:20~14:10	5限目の授業
14:20~15:10	6限目の授業
15:20~15:30	SHR

- ②午前10時現在、引き続き大阪府下に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令中の場合は、学校休業日とする。